



平成 30 年 6 月 8 日

各 位

会社名 エルナー株式会社
代表者名 代表取締役社長 望月 明彦
(コード番号 6972 東証第2部)
問合せ先 管理部長 山本 真史
(TEL 045-470-7251)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 30 日に金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 82 期 内部統制報告書 (自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたしました。なお、訂正箇所には__を付して表示しております。

第 82 期 内部統制報告書 (自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、プリント配線板事業の合弁事業化を目的とした連結子会社の異動を伴うグループ内組織再編に伴い、平成 29 年 12 月期の個別決算において事業再編損失引当金を計上しましたが、当該引当金の計算に誤謬があることが判明したため、平成 29 年 12 月期の有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬については、前提となった事業再編の過程が複雑であり、非定型的な会計処理であったため、事業再編損失引当金の計算誤りを検出する知見が不十分であった事が原因であり、会計処理誤りの発生を防止する統制の整備状況が不十分であったと判断しております。このため、当社の決算・財務報告プロセスに関連する内部統制については、開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき不備につきましては、当該誤謬の判明が当事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、重要な非定型取引については、検討過程において専門家を利用することを定める事でチェック体制の強化を図り、財務報告の信頼性を確保してまいります。

以上